

5 年 保 存
令和10年3月31日満了

F N o . - 01010802
崎務（企）第121号
令和5年3月20日

各 部 長
殿
各 所 属 長

長崎県警察本部長

総括係長制度の運用について（通達）

（概要）

業務の円滑な遂行を図るために、適性を有する警部補を所属の必要な係に「総括係長」として配置するなど、総括係長制度の運用について定めたものです。